

平成 21 年 6 月 8 日現在

研究種目：基盤研究 (C)
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530415
 研究課題名 (和文) 企業結合会計におけるフレッシュ・スタート法の理論的展開と実務的可能性の総合研究
 研究課題名 (英文) Comprehensive Research on the Theoretical Development and the Practical Possibility of Fresh-Start Method in Accounting for Business Combinations

研究代表者
 菊谷正人 (KIKUYA MASATO)
 法政大学・イノベーション・マネジメント研究科・教授
 研究者番号：10132101

研究成果の概要：企業結合の先進国である英・米の会計基準および国際会計基準 (IAS) または国際財務報告基準 (IFRS) を検討するとともに、わが国の会計基準 (「企業結合に係る会計基準」と「企業会計基準第 22 号：企業結合に関する会計基準」) との国際比較を行うことによって、企業結合会計基準の国際的収斂を確認することができた。企業結合会計として「パーチェス法」が強制適用されることになったが、のれんの会計処理として国際的には「減損テスト法」が基準化され、わが国では「20 年以内規則的償却法」が基準化された。「フレッシュ・スタート法」は論議されるに止まり、制度化されるには至っていない。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：企業結合、取得、パーチェス法、持分プーリング法、フレッシュ・スタート法、公正価値プーリング法、公正価値パーチェス法、のれん

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国では、2003 年 10 月に企業会計審議会から公表された「企業会計に係る会計基準」は、「企業結合」を「取得」と「持分の結合」に分け、「取得」には「パーチェス法」、厳格な条件を満たす「持分の結合」には「持分プーリング法」を要求した。日本の会計基準は、基本的には、IFRS 3 号「企業結合」に改正される前の IAS22 号 (1998 年改訂)「企

業結合」の会計処理をモデルにしていたが、IFRS3 号「企業結合」は英・米の会計基準との調整を図りながら、IAS22 号 (1998 年改訂) を修正して、公表されている。すなわち、日本の「企業結合に係る会計基準」は IFRS3 号からの乖離化傾向を増していた。

(2) IFRS3 号、米国基準 (SFAS141 号) では、「パーチェス法強制適用法」が採択されたが、その際、対等合併のように結合当事企業のい

れが支配を獲得していたのか明確でない企業結合に対しては、取得企業・被取得企業双方の資産・負債を公正価値で再評価・合算する「フレッシュ・スタート法」の適用可能性が論じられている。

(3) 日本の「企業結合に係る会計基準」で容認されている「持分プーリング法」は、国際的に批判の対象となっており、しかも、わが国では、「フレッシュ・スタート法」の論議すら行われていない。

(4)「パーチェス法」を適用した際に生じる「のれん」について、日本の「企業結合に係る会計基準」は「20年以内規則的償却法」を採用していたが、IFRS3号、米国基準等の国際的な会計基準では、「減損テスト法」が強制適用されていた。なお、「負ののれん」についても、日本の「企業結合に係る会計基準」は、原則として、「20年以内規則的取崩法」を採用しているが、国際的な会計基準では、「即時取崩法」が強制適用されていた。

2. 研究の目的

IAS22号（1998年改訂）を修正したIFRS3号が2004年3月に公表され、「持分プーリング法」も限定付で容認したIAS22号（1998年改訂）とは異なり、「パーチェス法強制適用法」を導入した。その際、「フレッシュ・スタート法」（公正価値プーリング法）の適用可能性が論じられている。「フレッシュ・スタート法」の理論的妥当性と実務的適用可能性について、総合的研究を展開することが本研究の主目的であった。

すなわち、企業結合の会計基準を巡る国際的な動向を勘案すると、「パーチェス法または持分プーリング法」ではなく、「パーチェス法またはフレッシュ・スタート法」に収斂していくものと考えられる。本研究では、「持分プーリング法」と「パーチェス法」の特質と問題点を検討するとともに、企業結合会計にお

ける新しいテーマである「フレッシュ・スタート法」の理論的妥当性と実務的適用可能性を探求する。

3. 研究の方法

(1)英国の財務報告基準第6号「取得と合併」、財務報告基準第7号「取得会計法における公正価値」、財務会計基準第11号「固定資産およびのれんと無形資産」、米国の財務会計基準書第141号「企業結合」、財務会計基準書第142号「のれんその他の無形資産」およびIAS22号、IFRS3号の内容および企業の会計実務例を調査・研究した。

(2)英国における企業結合会計の第一人者であるエクセター大学のクック教授を訪ね、英国の会計学会レベルの最新の状況・会計理論について論議した。さらに、無形資産会計（のれん会計を含む）に精通されている神戸大学の古賀智敏教授、米国会計に造詣が深い京都大学の藤井秀樹教授との情報・意見の交換および討論を行った。

(3)渡英した際に、最新の文献を購入したり、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）の図書館等で最新のデータ等を収集してきた。これらの資料等に基づいて、論文を執筆する予定である。

4. 研究成果

(1)わが国では、ある企業と他の企業が一つの報告単位に結合される「企業結合」に関して、統一的・包括的な会計処理基準は存在しなかったが、2003年10月に企業会計審議会から「企業結合に係る会計基準」が公表され、2006年4月1日に開始する事業年度から実施されている。その際、会計基準の国際的調和化あるいは国際的コンバージェンスの観点から、国際会計基準審議会（IASB）の前身である国際会計基準委員会（IASC）が1998年7月に改訂・公表したIAS22号（1998年改訂）、米国のSFAS141

号と類似する内容が盛り込まれている。ただし、米国の SFAS141 号では、全ての企業結合にパーチェス法のみを適用する「パーチェス法強制適用法」が採用され、持分プーリング法の廃止・パーチェス法強制適用が実現されている。わが国の「企業結合に係る会計基準」は、IAS22 号（1998 年改訂）と同様に、「取得」には「パーチェス法」、厳格な条件を満たす「持分の結合」には「持分プーリング法」の適用を要求した。ところが、2001 年 4 月に IASC から改組された IASB は、2004 年 3 月に IFRS3 号を公表し、米国の SFAS141 号に調整する形で「パーチェス法強制適用法」に変更した。IASC の IAS22 号（1998 年改訂）をモデルにして作成された「企業結合に係る会計基準」が実践される前に、IASB は「持分プーリング法」を廃棄した。

(2) 米国の SFAS141 号は、対等合併のように結合当事企業のいずれが支配を獲得したのかを判断できない企業結合に対して、結合当事企業双方の資産・負債を公正価値で評価して企業結合する「フレッシュ・スタート法」の適用可能性も審議している。「フレッシュ・スタート法」の適用可能性の論議は、企業結合会計基準において初めてのことであり、基準化されなかったとはいえ、「フレッシュ・スタート法」の理論的妥当性・実務的適用可能性が企業結合会計の新規課題として検討され始めた。

(3) わが国でも企業結合会計基準第 22 号「企業結合に関する会計基準」（以下「基準 22 号」という）が 2009 年 3 月に公表され、「持分プーリング法」を限定付で容認していた「企業結合に係る会計基準」とは異なり、「パーチェス法強制適用法」が採択され、国際的に収斂されることになった。

(4) 2008 年 4 月に改訂された IERS3 号や米国の SFAS141 号では、「フレッシュ・スタート法」

の実務的適用可能性が論じられたが、基準化されることはなかった。「フレッシュ・スタート法」（IFRS3 号では「公正価値プーリング法」を意味する）の理論的妥当性が論及されるに止まり、制度化されるに至っていない。

(5) 「持分プーリング法」と「パーチェス法」は、取得企業の資産・負債は帳簿価額のまま企業結合後の貸借対照表に引き継がれる。ただし、「パーチェス法」では、結合当事企業のうち被取得企業の資産・負債だけが公正価値で再評価される。一方、「フレッシュ・スタート法」は、企業結合取引を「新企業創設取引」とみなすので、全ての結合当事企業（取得企業および被取得企業）の資産・負債を公正価値で再評価・合算する方法である。

(6) 「フレッシュ・スタート法」では、結合後企業の資産・負債が統一的に公正価値で評価されるので、予測価値・確認価値を有する目的適合的な会計情報が財務諸表利用者に対して提供できる。また、結合後企業に引き継がれた資産・負債を忠実に表現することができるので、信頼性の高い会計情報が提供されている。企業結合後の経営者にとっても、新規企業の資源に対する新しい会計責任を明確に示すことができる。「フレッシュ・スタート法」の理論的妥当性は極めて大きいと言わざるを得ない。

(7) 各基準において強制適用されている「パーチェス法」では、被取得企業の資産・負債は公正価値で評価されているのであるから、取得企業による再評価も実践可能のはずである。公正価値による評価は結合当事企業双方に実践可能であると考えられるので、「フレッシュ・スタート法」の実務的適用可能性は低いとは言い難い。

(8) 「持分プーリング法」の下では、企業結合前に分配可能であった取得前利益は企業結合後もそのまま引き継がれ、利益として

分配可能のままであるので、結合後の企業の経営者にとって配当財源として分配可能利益に算入することができる。したがって、業績の良い企業を買収・合併すれば、報告利益を即席に増加させることができ、「即席利益」の増大により当該企業の株価を上昇させることができる。反面、「持分プーリング法」が乱用されれば、「即席利益」の計上、それに伴う株価操作、安直な企業買収と即時売却のような不健全な経済活動が横行する危険性が高い。なお、多額の「のれん」を資産計上し、企業結合後に多額の償却費を計上しなければならない「パーチェス法」と比べて、「のれん」を計上しない「持分プーリング法」は乱用されやすい。「公正価値プーリング法」も、「持分プーリング法」と同様の弊害を持つものと考えられるので、完璧な対等合併のような例外的な場合でない限り、「公正価値プーリング法」の適用は控えるべきである。

(9) 企業結合は、支配を伴う取得であり、原則として、取得企業と被取得企業が存在する。したがって、「公正価値プーリング法」を採用することができないので、公正価値に基づくパーチェス法（公正価値パーチェス法）が適用されるべきである。

(10) 「公正価値パーチェス法」も、「パーチェス法」と同じ会計処理を採用するが、被取得企業の資産・負債ばかりではなく取得企業の資産・負債も公正価値で再評価する点で異なる。「公正価値パーチェス法」の下では、「公正価値プーリング法」と同様に、結合当事企業（取得企業および被取得企業）の資産・負債は公正価値により結合後企業に引き継がれ、「パーチェス法」と同様に、取得企業の取得原価と被取得企業の純資産の公正価値との差額が「のれん」として計上される。

(11) 企業結合取引は、独立企業間における公正な企業評価に基づいた取引であるので、結

合当事企業（取得企業および被取得企業）の資産・負債は、企業結合時点の公正価値で再評価されるべきである。すなわち、企業結合には理論的に「公正価値パーチェス法」が適用されるべきであり、しかも、取得企業の資産・負債も含めて結合当事企業双方の資産・負債を公正価値で評価することは実務的に可能である。理論的妥当性と実務的適用可能性を具備する「公正価値パーチェス法」の基準化が早急に望まれる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 菊谷正人、「有形固定資産の認識・測定の諸問題」、国際会計研究学会年報－2007年度一、査読無し、2008年、99-109頁
- ② 菊谷正人、「国際会計基準第15号『有形固定資産』の総合的・分析的検討」、経営志林、査読無し、第44巻第1号、2007年、37-53頁
- ③ 菊谷正人、依田俊伸、「三角合併の課税上の問題点」、税経通信、査読無し、第62号第6号、2007年、170-176頁

〔図書〕（計3件）

- ① 菊谷正人、本庄資、品川芳宣、朝長英樹、堀口和哉、酒井克彦、藤井保憲、石川欽也、「関連法領域の変容と租税法の対応」、財経詳報社、281-311頁、2008年
- ② 菊谷正人、石山宏、「新会計基準の読み方」（第4版）、税務経理協会、全322頁、2008年
- ③ 菊谷正人、「企業会計基準の解明」、税務経理協会、全213頁、2008年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菊谷正人 (KIKUYA MASATO)

法政大学・イノベーション・マネジメント研究科・教授

研究者番号：10132101